

議事 1

「各務原市地域公共交通計画(2024年～2031年)の
策定について」

各務原市地域公共交通計画 骨子

第1章 地域公共交通計画の策定にあたって

1. 公共交通を取り巻く社会情勢
2. 本計画の位置づけ
3. 計画の区間と計画期間
4. 関連計画
5. 各務原市の現状
6. 各務原市における公共交通機関

第2章 地域公共交通網形成計画の事業評価

1. 地域公共交通網形成計画の目指す将来像
2. 網計画(後期計画)における主な事業実績
3. 利用促進事業の実績
4. 事業の評価
5. (参考)成果指標ごとの内訳

第3章 地域公共交通計画の策定

1. 現状の課題
2. 課題に対する対応方針
3. 将来像・基本理念・基本方針・成果指標

第4章 実施施策

1. 実施施策と実施主体
2. 個別施策
3. 実施スケジュール
4. 事業評価の手法

資料編

用語解説

各務原市の地域公共交通の課題

課題1

人口減少下における効率的・効果的な公共交通サービスの提供

- 人口減少を見据え、都市計画と協調した持続可能な交通施策
- 公共交通の利用者層に合わせたサービス提供
- 高齢化に対応した少量輸送等新モビリティの導入
- 関係者が連携・協働し、公共交通の維持・活性化

課題2

変化・多様化する移動需要への対応

- 移動需要の変化に対応した公共交通サービス提供
- 公共交通がカバーできる移動需要を明確化
- 様々な目的地へ移動できる公共交通ネットワークの形成・維持

課題3

輸送実績の回復と運行体制の確保

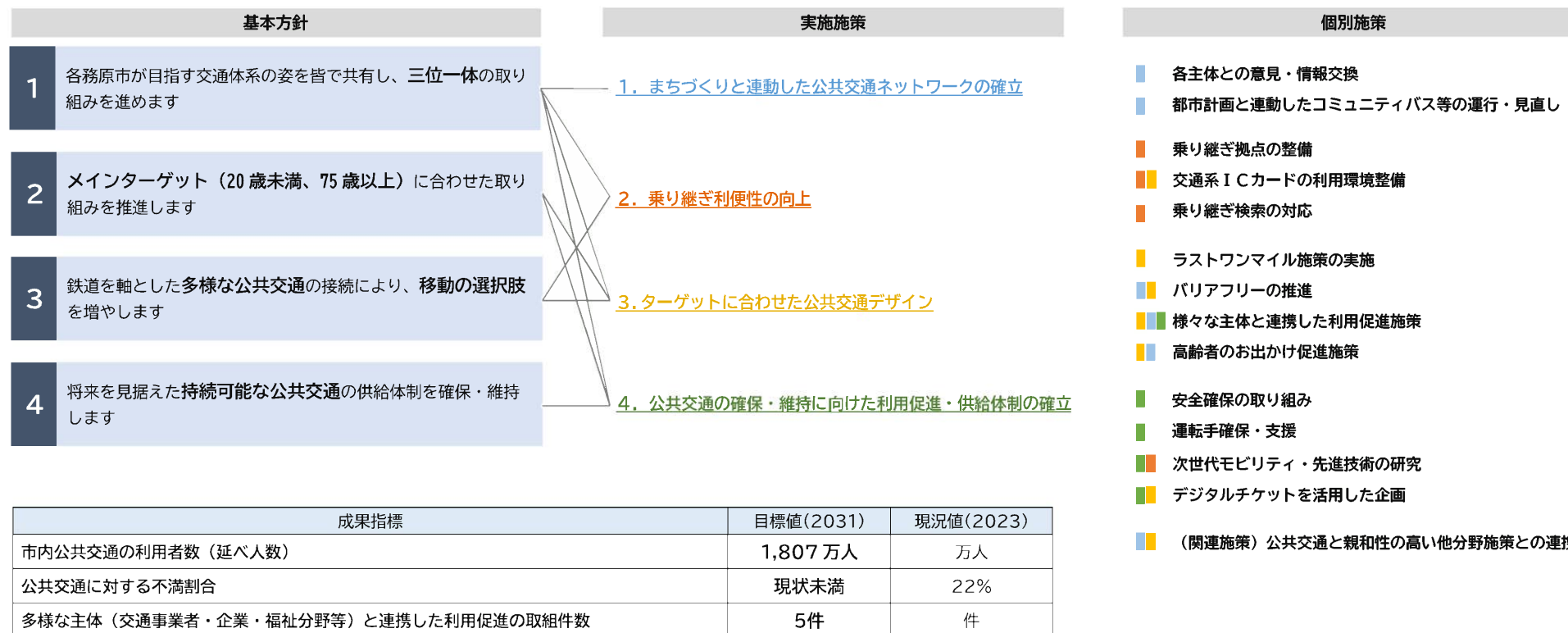
- サービス維持のため、減少した輸送実績の回復
- 運行体制維持のため、積極的な運転士確保や、負担軽減
- 新技術・システムを活用した効果的かつ効率的な移動手段の導入

交通の将来像

公共交通を使って誰もが住み続けられるまち

基本理念

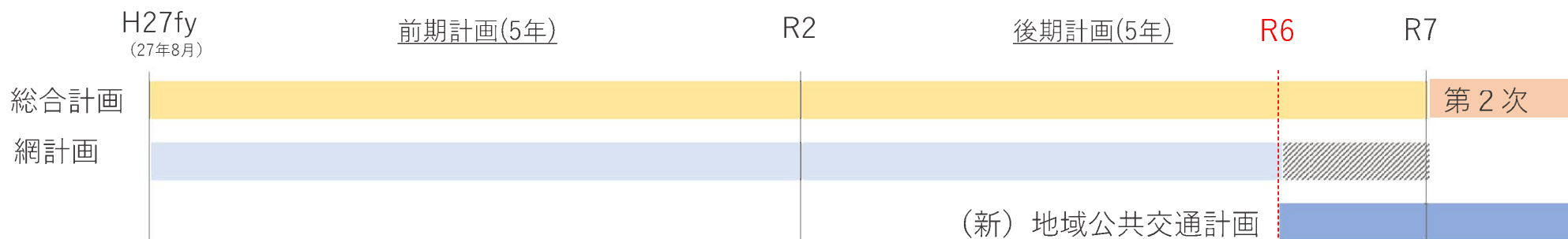
皆で支える持続可能な公共交通



成果指標	目標値(2031)	現況値(2023)
市内公共交通の利用者数（延べ人数）	1,807万人	万人
公共交通に対する不満割合	現状未滿	22%
多様な主体（交通事業者・企業・福祉分野等）と連携した利用促進の取組件数	5件	件

地域公共交通網形成計画の期間と地域公共交通計画の策定時期

- ・網計画の計画期間は、平成27年度～令和6年度までの10年間とし、5年経過を分岐点に、前期計画・後期計画に分けて評価を実施
- ・一方で、同計画の根拠法である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正(令和2年11月27日施行)により、現計画の後継計画である「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされ、同計画に係る補助金の移行期間(経過措置)は、**令和6年6月末**までとされた(令和4年3月)
- ・上記の状況を踏まえ、令和7年度策定(6年度中策定業務)予定であった「地域公共交通計画」の策定を1年前倒し、令和5年度中に作成、令和6年度より運用開始とする



(新) 「各務原市地域公共交通計画」策定スケジュール案

令和5年10月26日時点

年	月/日	各務原市地域公共交通会議	市議会	パブリックコメント	国土交通大臣等へ送付
令和5年	10/26	<第39回地域公共交通会議> 「計画骨子案」の協議			
	11月	「計画素案（パブコメ案）」作成作業 *アクションプログラムの関係者調整			
令和6年	12/15		<経済教育常任委員協議会> 「計画素案（パブコメ案）」提示		
	1/12	<第40回地域公共交通会議> 「計画素案（パブコメ案）」の協議			
	1/下旬~2/中旬			パブコメ 20日間	
	3月中旬	シナリオ①（軽微な場合） ①<第41回地域公共交通会議> 「計画最終案」を书面審査にて協議	①<経済教育常任委員協議会> 「地域公共交通計画」配布及び概要説明		①国土交通大臣へ送付、受理
	3月下旬	シナリオ②（中程度修正が必要な場合） ②<第41回地域公共交通会議> 「計画最終案」の協議 (パブコメを受け一部修正箇所の説明)			②国土交通大臣へ送付、受理
	4月	シナリオ③（大幅見直しが必要となった場合）			
	5月下旬	③<第41回地域公共交通会議> 「計画最終案」協議 (パブコメを受け大幅修正箇所の説明)			③国土交通大臣へ送付、受理
	6月中旬		②③<経済教育常任委員協議会> 「地域公共交通計画」配布及び概要説明		
	6月下旬	「地域公共交通計画の提出期限」【経過措置期限】6月末			